

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和7（2025）年度補正予算概要	1
2 函館市火災予防条例の一部を改正する条例の骨子	2～6

1 令和7（2025）年度補正予算概要

一般会計

[歳出]

消防費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
常備消防費	△2,267	消防活動費減 △2,267 消防救急デジタル無線設備 更新事業費減 △2,267 (債務負担行為分 △220、その他)	(地方債) 消防救急デジタル無線設備 更新事業債 △2,300
非常備消防費	△10,725	消防活動費減 △10,725 消防用機械器具購入及び維持費減 △10,725	(国) 消防施設費補助金 △3,574

2 函館市火災予防条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正の理由

林野火災の予防に関する規定等を整備するため

(2) 改正の背景・趣旨

令和7年2月から3月にかけて、岩手県大船渡市をはじめ各地で焼損面積100ヘクタールを超える大規模林野火災が相次いで発生しました。これを受け、総務省消防庁は「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、林野火災における予防・警報制度の創設の提言に関する報告書が取りまとめられ、これを受け、令和7年8月29日付けで火災予防条例（例）の一部改正（消防庁次長通知）が行われました。

(3) 改正の内容

ア 林野火災注意報および林野火災警報の的確な発令

（第32条の8および第32条の9）

市長は、気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災注意報を発令し、さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になったときは、林野火災警報を発令できることとします。

【林野火災注意報の発令基準】

以下の①または②のいずれかに該当する場合。

- ① 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。
- ② 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、乾燥注意報が発表されたとき。

【林野火災警報の発令基準】

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表されたとき。

- ※ 林野火災注意報および林野火災警報は、発令しようとする日に降水が見込まれる場合、または、積雪がある場合は発令しないことができる。
- ※ 上記発令基準については、火災予防規則に規定する予定です。

(ア) 林野火災注意報発令時の火の使用制限

林野火災注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、次の(イ)により指定する区域内に在る者は、火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととします。

【火の使用制限（第32条）】

- ① 山林，原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。
- ④ 屋外において引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ⑤ 山林，原野等の場所で，火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火（たばこの吸がらを含む。），取灰または火粉を始末すること。

(イ) 区域指定の権限（林野火災注意報時）

市長は、林野火災注意報の発令により、火の使用制限に係る努力義務の対象区域を指定することができます。

(ウ) 区域指定の権限（林野火災警報時）

市長は、林野火災警報の発令により、火の使用制限を課す対象区域を指定することができます。なお、指定区域は林野火災注意報の対象区域と同一の区域を予定しています。

イ 火災に関する警報に係る法令根拠の明確化（第32条）

火災予防条例における火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にします。

【消防法】

第22条 気象庁長官，管区気象台長，沖縄気象台長，地方気象台長又は測候所長は，気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは，その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

② 都道府県知事は，前項の通報を受けたときは，直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

③ 市町村長は，前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは，火災に関する警報を発することができる。

④ （略）

ウ たき火の届出について（第54条）

火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為に、
「たき火」が含まれることを明確にします。

(4) 施行期日

令和8年1月1日

函館市火災予防条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置および維持に関する基準等 (第32条の2～第32条の7)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第4章～第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第32条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>第32条の7 (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 (略)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防 (第32条の8・第32条の9)</u></p> <p>第4章～第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第32条 火災に関する警報 <u>(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u>が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第32条の7 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第3章の3 林野火災の予防</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p><u>第32条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災 (以下「林野火災」という。) の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第32条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u></p> <p><u>第32条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第32条各号に定め</u></p>

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第54条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長または消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為

(2)～(8) (略)

る火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第54条 (略)

(1) 火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為 (たき火を含む。)

(2)～(8) (略)